

静 岡 市 報

No.32

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月 1 日

目 次

条 例	
静岡市区の設置等に関する条例の一部改正	3
静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部改正	3
静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正	4
規 則	
静岡市契約規則の一部改正	4
静岡市建設工事執行規則の一部改正	4
静岡市勤労者福祉センター条例施行規則の一部改正	5
静岡市清水港船宿記念館条例施行規則の一部改正	7
静岡市温泉浴場条例施行規則の一部改正	8
静岡市ふれあい健康増進館条例施行規則の一部改正	10
静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則の一部改正	12
静岡市中央子育て支援センター条例施行規則の一部改正	14
静岡市立保育所条例施行規則の一部改正	16
静岡アートギャラリー条例施行規則の一部改正	17
静岡市市民文化会館条例施行規則の一部改正	19
静岡音楽館条例施行規則の一部改正	22
静岡市児童館条例施行規則の一部改正	24
静岡市乳児院条例施行規則の制定	25
静岡市清水母子短期保護所条例施行規則の一部改正	26
静岡市身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部改正	27
静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則の一部改正	30
静岡市知的障害者援護施設条例施行規則の一部改正	32
静岡市知的障害児通園施設条例施行規則の一部改正	34
静岡市母子療育訓練センター条例施行規則の一部改正	35
静岡市心身障害者小規模授産所条例施行規則の廃止	37
静岡市動物愛護館条例施行規則の一部改正	37
静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例施行規則の一部改正	38
静岡市畑薙ロッジ条例施行規則の一部改正	41
静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例施行規則の一部改正	43
静岡市南アルプス井川観光会館条例施行規則の一部改正	45
静岡市日影沢親水園条例施行規則の一部改正	47
静岡市清水森林公園条例施行規則の一部改正	49
静岡市清水産業・情報プラザ条例施行規則の一部改正	50
静岡市漁港管理規則の一部改正	54
静岡市広野海岸公園条例施行規則の一部改正	56
静岡市民ギャラリー条例施行規則の一部改正	57
静岡市養護老人ホーム条例施行規則の制定	58
静岡市痴呆対応型共同生活介護事業所条例施行規則の一部改正	59
静岡市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部改正	61
静岡市林業センター条例施行規則の一部改正	62
静岡市清水農村環境改善センター条例施行規則の一部改正	63
静岡市リバウエル井川リフト条例施行規則の一部改正	64

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正	65
静岡市駐車場条例施行規則の一部改正	66
静岡ヘリポート条例施行規則の一部改正	71
静岡市情報公開条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定	73
静岡市情報公開条例施行規則の一部改正	73
静岡市個人情報保護条例の施行期日を定める規則の制定	78
静岡市個人情報保護条例施行規則の全部改正	79
静岡市女性会館条例施行規則の一部改正	88
静岡市中央福祉センター条例施行規則の一部改正	89
静岡市清水社会福祉会館条例施行規則の一部改正	91
静岡市救護所管理規則の一部改正	93
静岡市海の家条例施行規則の一部改正	94
市 告 示	
静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正	94
企業局告示	
静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示の一部改正	95
選挙管理委員会告示	
静岡市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	96
静岡市選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正	96
葵区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿の抹消	97
公職選挙法の規定による選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧日等	97
公職選挙法の規定による在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧日等	97
検察審査会法の規定による検察審査員候補者を選定するくじを行う日時等	98
静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正	98
駿河区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿の抹消	98
公職選挙法の規定による選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧日等	99
公職選挙法の規定による在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧日等	99
検察審査会法の規定による検察審査員候補者を選定するくじを行う日時等	99
静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正	100
清水区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿の抹消	100
公職選挙法の規定による選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧日等	100
公職選挙法の規定による在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧日等	101
検察審査会法の規定による検察審査員候補者を選定するくじを行う日時等	101
静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正	101

条 例

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第170号

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市区の設置等に関する条例（平成16年静岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 葵区の項中「、川合新田」を削り、「南沼上」の次に「、南沼上一丁目、南沼上二丁目」を加える。

附 則

この条例は、平成17年11月26日から施行する。

静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第171号

静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例（平成15年静岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

表第 7 区の項中「59号まで」の次に「並びに東瀬名町15番 1 号から20号まで及び16番33号から48号まで」を加える。

附 則

この条例は、平成17年11月26日から施行する。

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第172号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 2 項の表静岡市千代田消防署の項中「、川合新田」を削り、「南沼上」の次に「、南沼上一丁目、南沼上二丁目」を加える。

附 則

この条例は、平成17年11月26日から施行する。

規 則

静岡市規則第123号

静岡市契約規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月17日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市契約規則の一部を改正する規則

静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の 1 項を加える。

3 インターネットを利用して行う入札は、第 1 項の規定にかかわらず、入札書を市長が別に定めるところにより提出しなければならない。

第17条第 2 項中「による入札」の次に「又はインターネットを利用して行う入札」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第124号

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月17日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書きを加える。

ただし、インターネットを利用して行う入札による場合にあっては、別に定めるところによらなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第125号

静岡市勤労者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月17日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市勤労者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市勤労者福祉センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第176号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「第4条第1項」を「第6条第1項」に、「市長」を「市長等（静岡市南部勤労者福祉センター、静岡市東部勤労者福祉センター及び静岡市東部勤労者福祉センター分室にあっては市長を、静岡市北部勤労者福祉センターにあっては指定管理者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「市長」を「市長等」に改め、同条を第2条とする。

第5条第1項中「市長」を「市長等」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1項中「第7条」を「第9条」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第7条とする。

第10条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第9条 条例第18条の規定による申請は、静岡市勤労者福祉センター指定管理者指定申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市勤労者福祉センター事業計画書 (様式第 8 号)
- (2) 静岡市勤労者福祉センター事業計画に関する収支予算書 (様式第 9 号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営 (事業) 状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(協定の締結)

第10条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と静岡市勤労者福祉センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

様式第 1 号その 1 中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、「第 4 条」を「第 6 条」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 静岡市北部勤労者福祉センターの場合は、

「(あて先) 指定管理者

「(あて先) 静岡市長」を 名 称 に替えること。

代表者氏名 」

様式第 2 号その 1 中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 静岡市北部勤労者福祉センターの場合は、

「 指定管理者

静岡市長 氏 名 印 を 名 称 に替える

」 代表者 氏 名 印

」

こと。

様式第 3 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 4 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、「代表者氏名」を「申請代表者氏名」に、「第 7 条」を「第 9 条」に改め、同様式（注）中「申請者氏名欄」を「申請代表者氏名欄」に改める。

様式第 5 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

様式第 6 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、「代表者氏名」を「申請代表者氏名」に、「第 11 条」を「第 13 条」に改め、同様式（注）中「申請者氏名欄」を「申請代表者氏名欄」に、「申請者が」を「利用許可を受けた申請者が」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 静岡市北部勤労者福祉センターの場合は、

「(あて先) 指定管理者
「(あて先) 静岡市長」を 名 称 に替えること。
代表者氏名 」

様式第 6 号の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条を第 8 条とし、同条の次に 2 条を加える改正規定及び様式第 6 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 126 号

静岡市清水港船宿記念館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 10 月 17 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市清水港船宿記念館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市清水港船宿記念館条例施行規則（平成 15 年静岡市規則第 191 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削り、第 1 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 2 条 条例第 9 条の規定による申請は、静岡市清水港船宿記念館指定管理者指定申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市清水港船宿記念館事業計画書 (様式第 2 号)
- (2) 静岡市清水港船宿記念館事業計画に関する収支予算書 (様式第 3 号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営 (事業) 状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(協定の締結)

第 3 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と静岡市清水港船宿記念館 (以下「記念館」という。) の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

附則の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の次に 2 条を加える改正規定及び附則の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 127 号

静岡市温泉浴場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 10 月 17 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市温泉浴場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市温泉浴場条例施行規則 (平成 15 年静岡市規則第 181 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条中「口坂本温泉浴場」を「静岡市口坂本温泉浴場 (以下「口坂本温泉浴場」とい

う。)」に、「第 3 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条を第 2 条とする。

第 5 条中「第 3 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条第 1 項中「第 8 条第 1 項の規定により湯ノ島温泉浴場、梅ヶ島新田温泉浴場及び清水西里温泉浴場（以下「湯ノ島温泉浴場等」という。）の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）を「指定管理者」に、「湯ノ島温泉浴場等」を「静岡市湯ノ島温泉浴場、静岡市梅ヶ島新田温泉浴場及び静岡市清水西里温泉浴場（以下「湯ノ島温泉浴場等」という。）に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 3 項」を「第 10 条第 3 項」に、「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項から同条第 5 項までの規定中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条第 1 項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「第 4 条」を「第 6 条」に改め、同条第 2 項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条第 1 項中「第 8 条第 4 項」を「第 10 条第 4 項」に改め、同条第 2 項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「第 8 条第 4 項」を「第 10 条第 4 項」に、「第 6 条第 5 項」を「第 4 条第 5 項」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条第 1 項中「第 8 条第 5 項」を「第 10 条第 5 項」に改め、同条第 2 項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「第 8 条第 5 項」を「第 10 条第 5 項」に、「第 6 条第 5 項」を「第 4 条第 5 項」に改め、同条を第 7 条とする。

第 10 条第 6 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 9 条 条例第 11 条の規定による申請は、静岡市温泉浴場指定管理者指定申請書（様式第 6 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （ 1 ）静岡市温泉浴場事業計画書（様式第 7 号）
- （ 2 ）静岡市温泉浴場事業計画に関する収支予算書（様式第 8 号）
- （ 3 ）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- （ 4 ）役員名簿
- （ 5 ）経営（事業）状況に関する書類
- （ 6 ）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（協定の締結）

第 10 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と温泉浴場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「第 3 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改める。

様式第 3 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 4 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、

「 所在地

申請者 名称及び を

代表者の氏名

電 話 」

「 所在地 (法人以外の団体にあつては、その代表者の住所)

申請者 名 称 に、「第 8 条第 3 項」

代表者氏名 印

電 話 」

を「第 10 条第 3 項」に改める。

様式第 5 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の次に 2 条を加える改正規定及び附則の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 128 号

静岡市ふれあい健康増進館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月17日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市ふれあい健康増進館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市ふれあい健康増進館条例施行規則（平成15年静岡市規則第182号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「ふれあい健康増進館」を「静岡市ふれあい健康増進館（以下「ふれあい健康増進館」という。）」に改め、同条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とする。

第 6 条中「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条第 1 項中「第 6 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条第 7 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 7 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 8 条 条例第14条の規定による申請は、静岡市ふれあい健康増進館指定管理者指定申請書（様式第 7 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （ 1 ）静岡市ふれあい健康増進館事業計画書（様式第 8 号）
- （ 2 ）静岡市ふれあい健康増進館事業計画に関する収支予算書（様式第 9 号）
- （ 3 ）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- （ 4 ）役員名簿
- （ 5 ）経営（事業）状況に関する書類
- （ 6 ）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（協定の締結）

第 9 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とふれあい健康増進館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- （ 1 ）事業計画に関する事項
- （ 2 ）市が支払うべき管理費用に関する事項
- （ 3 ）管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- （ 4 ）事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に改める。

様式第 2 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に改める。

様式第 3 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、

「(あて先) 指定管理者

「静岡市長 様」を 名 称 に、「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1
代表者氏名 」

項」に改める。

様式第 4 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、

「 指定管理者

静岡市長 氏 名 印 を 名 称 に改める。

」 代表者 氏 名 印 」

様式第 5 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡
市長」に改める。

様式第 6 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加え
る。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条を第 7 条とし、同条の次
に 2 条を加える改正規定及び様式第 6 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から
施行する。

静岡市規則第129号

静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月17日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則(平成15年静岡市規則第222号)の一部を次
のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 3 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に、「運動施設の」を「静岡市有度山総合公園運動施設テニスコート（以下「テニスコート」という。）及び静岡市有度山総合公園運動施設ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場（以下「ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場」という。）の」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 2 条とする。

第 5 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条中「運動施設の」を「テニスコート及びターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場（以下「運動施設」という。）の」に、「第 2 条」を「条例第 2 条」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「利用者」を「運動施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「第 6 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条第 1 項中「第 7 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 7 条とする。

第 10 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 8 条とする。

第 11 条第 4 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 9 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 10 条 条例第 15 条の規定による申請は、静岡市有度山総合公園運動施設指定管理者指定申請書（様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（ 1 ）静岡市有度山総合公園運動施設事業計画書（様式第 9 号）

（ 2 ）静岡市有度山総合公園運動施設事業計画に関する収支予算書（様式第 10 号）

（ 3 ）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

（ 4 ）役員名簿

（ 5 ）経営（事業）状況に関する書類

（ 6 ）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（協定の締結）

第 11 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と運動施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

（ 1 ）事業計画に関する事項

（ 2 ）市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、

「(あて先) 指定管理者

「静岡市長 様」を 名 称 に、「第 3 条第 1 項」を「第 5 条第 1
代表者氏名 」

項」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に、

「 指定管理者

静岡市長 氏 名 印 を 名 称 に改める。

」 代表者 氏 名 印 」

様式第 3 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 4 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、

「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「第 6 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に
改める。

様式第 5 号中「第 9 条関係」を「第 7 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡
市長」に、「第 7 条」を「第 9 条」に改める。

様式第 6 号中「第 9 条関係」を「第 7 条関係」に改める。

様式第 7 号中「第 10 条関係」を「第 8 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡
市長」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条を第 9 条とし、同条の次
に 2 条を加える改正規定及び様式第 7 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から
施行する。

静岡市規則第 130 号

静岡市中央子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 10 月 17 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市中央子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中央子育て支援センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第107号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 5 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「センターの」を「静岡市中央子育て支援センター(以下「センター」という。)の」に、「市長」を「市長等(静岡市静岡中央子育て支援センターにあっては指定管理者を、静岡市清水中央子育て支援センターにあっては市長をいう。以下同じ。)」に改め、同条を第 2 条とする。

第 5 条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「第 7 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条第 3 号中「指示」を「市長等の指示」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者の指定の申請書類)

第 7 条 条例第 14 条の規定による申請は、静岡市静岡中央子育て支援センター指定管理者指定申請書(様式第 3 条)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市静岡中央子育て支援センター事業計画書(様式第 4 号)
- (2) 静岡市静岡中央子育て支援センター事業計画に関する収支予算書(様式第 5 号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第 8 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と静岡市静岡中央子育て支援センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

静岡市規則第132号

静岡アートギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月17日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡アートギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則

静岡アートギャラリー条例施行規則（平成15年静岡市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に、「アートギャラリーの」を「静岡アートギャラリー（以下「アートギャラリー」という。）の」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とする。

第6条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とする。

第10条第1項中「第6条」を「第8条」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「第7条第2号」を「第9条第2号」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第15条第9号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第14条 条例第17条の規定による申請は、静岡アートギャラリー指定管理者指定申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（1）静岡アートギャラリー事業計画書（様式第7号）

（2）静岡アートギャラリー事業計画に関する収支予算書（様式第8号）

（3）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営 (事業) 状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(協定の締結)

第15条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とアートギャラリーの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、

「(あて先) 指定管理者

「静岡市長 様」を 名 称 に、「第 3 条第 1 項」を「第 5 条第
代表者氏名 」

1 項」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に、

「 指定管理者

静岡市長 氏 名 印 を 名 称 に、「 年 月 日静岡
代表者 氏 名 印

アートギャラリー」を「 年 月 日付けで申請のあった静岡アートギャラリー」に、「静岡市職員」を「アートギャラリーの係員」に改める。

様式第 3 号中「第 10 条関係」を「第 8 条関係」に、「 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「第 6 条」を「第 8 条」に改める。

様式第 4 号中「第 10 条関係」を「第 8 条関係」に改める。

様式第 5 号中「第 12 条関係」を「第 10 条関係」に改め、

「(あて先) 指定管理者

「静岡市長 様」を 名 称 に、「条例第 10 条」を「条例第 12
代表者氏名 」

条」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第15条を第13条とし、同条の次に2条を加える改正規定及び様式第5号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第133号

静岡市市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市市民文化会館条例施行規則（平成15年静岡市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「第4条第1項」を「第6条第1項」に、「会館の利用」を「静岡市民文化会館及び静岡市清水文化センター（以下「会館」という。）の利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

（2）静岡市清水文化センター

ア ホール 利用日の前1年に当たる日の属する月の初日から利用日の前15日までの間

イ ギャラリー 利用日の前1年に当たる日から利用日の前1月に当たる日までの間。ただし、ホールと併用しようとするときは、アの期間

ウ リハーサル室 利用日の前15日に当たる日から利用日の前10日までの間。ただし、ホールと併用しようとするときは、アの期間

エ 会議室及び和室 利用日の前6月に当たる日から利用日の前10日までの間。ただし、ホールと併用しようとするときは、アの期間

第4条第3項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第3号中「市長が必要があると認める」を「指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得た」に改め、同条第4項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とする。

第 5 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 3 条とし、第 6 条を第 4 条とする。

第 7 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項ただし書中「市長が必要があると認める」を「指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得た」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項中「市長」を「指定管理者」に、「第 11 条」を「第 13 条」に、「様式第 4 号その 2」を「様式第 4 号その 3」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に、「様式第 4 号その 1」を「様式第 4 号その 2」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定管理者は、前項第 1 号に規定する利用許可の取消しの承認をしたときは、静岡市民文化会館取消承認通知書（様式第 4 号その 1）により利用者に通知する。

第 8 条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

第 10 条中「第 7 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 8 条とし、第 11 条を第 9 条とする。

第 12 条第 1 項中「第 8 条ただし書」を「第 10 条ただし書」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 2 号」を「第 10 条第 2 号」に改め、同条を第 10 条とし、第 13 条を第 11 条とし、第 14 条を第 12 条とする。

第 15 条第 9 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 13 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 14 条 条例第 19 条の規定による申請は、静岡市市民文化会館指定管理者指定申請書（様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（ 1 ）静岡市市民文化会館事業計画書（様式第 9 号）

（ 2 ）静岡市市民文化会館事業計画に関する収支予算書（様式第 10 号）

（ 3 ）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

（ 4 ）役員名簿

（ 5 ）経営（事業）状況に関する書類

（ 6 ）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（協定の締結）

第 15 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と会館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

様式第 1 号その 1 中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、

「(あて先) 指定管理者

「静岡市長 様」を 名 称 に、「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」
代表者氏名」

に改める。

様式第 1 号その 2 を次のとおり改める。

【様式は掲載省略】

様式第 2 号その 1 中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に、

「指定管理者

「静岡市長 氏 名 印」を 名 称 に改める。
代表者 氏 名 印 」

様式第 2 号その 2 を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第 3 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、

「(あて先) 指定管理者

「静岡市長 様」を 名 称 に改める。
代表者氏名」

様式第 4 号その 2 中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、

「指定管理者

「静岡市長 氏 名 印」を 名 称 に改め、同様式を様式第 4
代表者 氏 名 印 」

号その 3 とし、様式第 4 号その 1 中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、

「指定管理者

「静岡市長 氏 名 印」を 名 称 に改め、同様式を様式第 4
代表者 氏 名 印 」

号その 2 とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第 5 号中「第11条関係」を「第 9 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に、「第11条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

様式第 6 号中「第11条関係」を「第 9 条関係」に改める。

様式第 7 号中「第12条関係」を「第10条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第15条を第13条とし、同条の次に 3 条を加える改正規定(第16条に係る部分を除く。)及び様式第 7 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第134号

静岡音楽館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡音楽館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡音楽館条例施行規則(平成15年静岡市規則第82号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に、「音楽館の」を「静岡音楽館(以下「音楽館」という。)の」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 2 条とする。

第 5 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条中「第 4 条第 2 項各号」を「第 2 条第 2 項各号」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条第 1 項及び第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

第10条第 1 項中「第 5 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 8 条とする。

第11条中「第 6 条第 2 号」を「第 9 条第 2 号」に改め、同条を第 9 条とする。

第12条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とし、

第14条を第12条とする。

第15条第8号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

(指定管理者の指定の申請書類)

第14条 条例第17条の規定による申請は、静岡音楽館指定管理者指定申請書(様式第6号)

に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡音楽館事業計画書(様式第7号)
- (2) 静岡音楽館事業計画に関する収支予算書(様式第8号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第15条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と音楽館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第1号中「第4条関係」を「第2条関係」に、

「(あて先)指定管理者

「静岡市長 様」を 名 称 に、
代表者氏名 」

「第2条第1項」を「第5条第1項」に改める。

様式第2号中「第5条関係」を「第3条関係」に、

「指定管理者

「静岡市長 氏 名 印 」を 名 称 に
代表者 氏 名 印 」

改める。

様式第 3 号中「第 10 条関係」を「第 8 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「第 5 条」を「第 8 条」に改める。

様式第 4 号中「第 10 条関係」を「第 8 条関係」に改める。

様式第 5 号中「第 12 条関係」を「第 10 条関係」に、

「(あて先) 指定管理者

「静岡市長 様」を 名 称 に、

代表者氏名 」

「第 9 条」を「第 12 条」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条を第 13 条とし、同条の次に 2 条を加える改正規定及び様式第 5 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 135 号

静岡市児童館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 10 月 20 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市児童館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市児童館条例施行規則(平成 15 年静岡市規則第 108 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削り、第 1 条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者の指定の申請書類)

第 2 条 条例第 9 条の規定による申請は、静岡市児童館指定管理者指定申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 静岡市児童館事業計画書(様式第 2 号)

(2) 静岡市児童館事業計画に関する収支予算書(様式第 3 号)

(3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営(事業)状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第 3 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と静岡市児童館（以下「児童館」という。）の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

附則の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に2条を加える改正規定及び附則の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第136号

静岡市乳児院条例施行規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市乳児院条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡市乳児院条例（平成15年静岡市条例第150号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書類)

第 2 条 条例第 6 条の規定による申請は、静岡市乳児院指定管理者指定申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 静岡市乳児院事業計画書（様式第 2 号）

(2) 静岡市乳児院事業計画に関する収支予算書（様式第 3 号）

(3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営 (事業) 状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第 3 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と静岡市乳児院の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、静岡市乳児院の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【様式は掲載省略】

静岡市規則第137号

静岡市清水母子短期保護所条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市清水母子短期保護所条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市清水母子短期保護所条例施行規則 (平成 15 年静岡市規則第 109 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者の指定の申請書類)

第 6 条 条例第 11 条の規定による申請は、静岡市清水母子短期保護所指定管理者指定申請書 (様式第 4 号) に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 静岡市清水母子短期保護所事業計画書 (様式第 5 号)

(2) 静岡市清水母子短期保護所事業計画に関する収支予算書 (様式第 6 号)

(3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営 (事業) 状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第 7 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と保護所の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第 1 号及び様式第 3 号中「福祉事務所長 様」を「(あて先) 福祉事務所長」に改める。

様式第 3 号の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 138 号

静岡市身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 10 月 20 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市身体障害者更生援護施設条例施行規則 (平成 15 年静岡市規則第 115 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条中「第 5 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「サービスの」を「身体障害者更生援

護施設サービスの」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 2 条とする。

第 5 条中「サービスの」を「身体障害者更生援護施設サービスの」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条中「第 5 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 7 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条中「第 5 条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 7 条とする。

第 10 条中「第 4 条第 2 項、第 6 条第 2 項」を「第 2 条第 2 項、第 4 条第 2 項」に改め、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者の指定の申請書類)

第 9 条 条例第 14 条の規定による申請は、静岡市身体障害者更生援護施設指定管理者指定申請書(様式第 12 号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 静岡市身体障害者更生援護施設事業計画書(様式第 13 号)

(2) 静岡市身体障害者更生援護施設事業計画に関する収支計算書(様式第 14 号)

(3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営(事業)状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第 10 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と静岡市身体障害者更生援護施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、

「(あて先) 指定管理者
静岡市長 様 を 名 称 に
」 代表者氏名」

改める。

様式第 2 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、

「(あて先) 指定管理者
静岡市長 氏 名 印 を 名 称 に
」 代表者氏名 印」

改める。

様式第 3 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に、

「(あて先) 指定管理者
静岡市長 様 を 名 称 に
」 代表者氏名」

改める。

様式第 4 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、

「(あて先) 指定管理者
静岡市長 様 を 名 称 に
」 代表者氏名」

改める。

様式第 5 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、

「(あて先) 指定管理者
静岡市長 氏 名 印 を 名 称 に
」 代表者氏名 印」

改める。

様式第 6 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に改め、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に改める。

様式第 7 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

様式第 8 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、

「(あて先) 指定管理者
静岡市長 様 を 名 称 に
」 代表者氏名」

「第 5 条」を「第 7 条」に、「市長が」を「指定管理者が」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に、

「
静岡市長 氏 名 印 を 名 称 に
」 「指定管理者
」 代表者氏名 印 」

改める。

様式第 3 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、

「 (あて先) 指定管理者
静岡市長 様 を 名 称 に
」 代表者氏名 」

改める。

様式第 4 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に改める。

様式第 5 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第 8 条を第 6 条とし、同条の次に 2 条を加える改正規定及び様式第 5 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第140号

静岡市知的障害者援護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市知的障害者援護施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市知的障害者援護施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条中「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、「サービスの」を「知的障害者援護施

第 3 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と静岡市知的障害児通園施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

附則の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に2条を加える改正規定及び3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第142号

静岡市母子療育訓練センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市母子療育訓練センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市母子療育訓練センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第121号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条中「センターに」を「静岡市清水うみのこセンター（以下「センター」という。）に」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 2 条とする。

第 5 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 3 条とし、第 6 条を第 4 条とし、第 7 条を第 5 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 6 条 条例第12条の規定による申請は、静岡市清水うみのこセンター指定管理者指定申請書（様式第 4 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 静岡市母子療育訓練センター事業計画書（様式第 5 号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条を第5条とし、同条の次に2条を加える改正規定及び様式第3号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第143号

静岡市中心身障害者小規模授産所条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市中心身障害者小規模授産所条例施行規則を廃止する規則

静岡市中心身障害者小規模授産所条例施行規則(平成15年静岡市条例120号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

静岡市規則第144号

静岡市動物愛護館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市動物愛護館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市動物愛護館条例施行規則(平成15年静岡市規則第155号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「動物愛護館」を「静岡市動物愛護館(以下「動物愛護館」という。)」に、同条第5号中「指示」を「指定管理者の指示」に改め、同条を第2条とする。

第5条を第3条とし、第6条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(指定管理者の指定の申請書類)

第5条 条例第9条の規定による申請は、静岡市動物愛護館指定管理者指定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 静岡市動物愛護館事業計画書(様式第2号)

(2) 静岡市動物愛護館事業計画に関する収支予算書(様式第3号)

- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営（事業）状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
（協定の締結）

第 6 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と動物愛護館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

附則の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第 6 条を第 4 条とし、同条の次に 2 条を加える改正規定及び附則の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第145号

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例施行規則(平成15年静岡市規則第183号)の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条までを削る。

第 5 条中「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、「テニスコートの」を「静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設（以下「コンヤの里」という。）の施設のうちテニスコート（以下「テニスコート」という。）の」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 2 条とする。

第 6 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 3 条とする。

第 7 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 4 条とする。

第 8 条第 1 項中「条例第 10 条第 1 項の規定によりコンヤの里の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に、「同条第 2 項」を「第 13 条第 2 項」に改め、同条第 2 項から第 5 項までの規定中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 9 条第 1 項中「第 10 条第 4 項」を「第 13 条第 4 項」に改め、同条第 2 項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 10 条第 1 項中「第 10 条第 5 項」を「第 13 条第 5 項」に改め、同条第 2 項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「第 8 条第 5 項」を「第 5 条第 5 項」に改め、同条を第 7 条とする。

第 11 条第 4 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 9 条 条例第 14 条の規定による申請は、静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設指定管理者指定申請書（様式第 6 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （ 1 ）静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設事業計画書（様式第 7 号）
- （ 2 ）静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設事業計画に関する収支予算書（様式第 8 号）
- （ 3 ）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- （ 4 ）役員名簿
- （ 5 ）経営（事業）状況に関する書類
- （ 6 ）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（協定の締結）

第 10 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とコンヤの里の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第 1 号中「第 5 条関係」を「第 2 条関係」に、「静岡市長 様」を

「(あて先) 指定管理者

名 称 に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

代表者氏名」

様式第 2 号中「第 6 条関係」を「第 3 条関係」に、「静岡市長 氏 名 印」を

「指定管理者

名 称 に改める。

代表者 氏 名 印 」

様式第 3 号中「第 7 条関係」を「第 4 条関係」に、「静岡市長 様」を

「(あて先) 指定管理者

名 称 に、「第 7 条」を「第 4 条」に改める。

代表者氏名」

様式第 4 号中「第 8 条関係」を「第 5 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、

「 所在地

申請者 名称及び を

代表者の氏名

電 話 」

「 所在地 (法人以外の団体にあつては、その代表者の住所)

申請者 名 称 に、「第 10 条第 3 項」

代表者氏名 印

電 話 」

を「第 13 条第 3 項」に改める。

様式第 5 号中「第 8 条関係」を「第 5 条関係」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第11条を第8条とし、同条の次に2条を加える改正規定及び様式第5号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第146号

静岡市畑雑ロッジ条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市畑雑ロッジ条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市畑雑ロッジ条例施行規則(平成15年静岡市規則第185号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「第3条」を「第4条」に、「ロッジの」を「静岡市畑雑ロッジ(以下「ロッジ」という。)の」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第7条第5号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申請書類)

第7条 条例第12条の規定による申請は、静岡市畑雑ロッジ指定管理者指定申請書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市畑雑ロッジ事業計画書(様式第7号)
- (2) 静岡市畑雑ロッジ事業計画に関する収支予算書(様式第8号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第8条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(協定の締結)

第 8 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とロッジの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第 1 号中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に、「静岡市長 様」を

「(あて先)指定管理者

名 称 に、「第 3 条」を「第 4 条」に改める。

代表者氏名」

様式第 2 号中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に、「静岡市長 氏 名 印 」を

「指定管理者

名 称 に改める。

代表者 氏 名 印 」

様式第 3 号中「第 5 条関係」を「第 4 条関係」に、「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

様式第 4 号中「第 5 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

様式第 5 号中「第 6 条関係」を「第 5 条関係」に、「静岡市長 様」を

「(あて先)指定管理者

名 称 に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

代表者氏名」

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条を第6条とし、同条の次に1条を加える改正規定、第8条を第9条とし、同条の前に1条を加える改正規定及び様式第5号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第147号

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則
静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例施行規則（平成15年静岡市規則第187号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条中「第4条第1項」を「第7条第1項」に、「オートキャンプ場の」を「静岡市南アルプス井川オートキャンプ場（以下「オートキャンプ場」という。）の」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とする。

第6条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とする。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第8条中「第5条第2号」を「第8条第2号」に改め、同条を第5条とする。

第9条第1項中「条例第12条第1項の規定によりオートキャンプ場の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に、「同条第3項」を「条例第15条第3項」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第10条第1項中「第12条第4項」を「第15条第4項」に改め、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第11条第1項中「第12条第5項」を「第15条第5項」に改め、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「第9条第5項」を「第6条第5項」に改め、同条を第8条とする。

第12条第6号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第10条 条例第16条の規定による申請は、静岡市南アルプス井川オートキャンプ場指定管理者指定申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（1）静岡市南アルプス井川オートキャンプ場事業計画書（様式第7号）

（2）静岡市南アルプス井川オートキャンプ場事業計画に関する収支予算書（様式第8

号)

- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
 - (4) 役員名簿
 - (5) 経営(事業)状況に関する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (協定の締結)

第11条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とオートキャンプ場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

第13条を第12条とする。

様式第1号中「第5条関係」を「第2条関係」に、「静岡市長 様」を

「(あて先)指定管理者

名 称 〃 に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

代表者氏名」

様式第2号中「第6条関係」を「第3条関係」に、「静岡市長 氏 名 印 」を

「指定管理者

名 称 〃 に改める。

代表者 氏 名 印 」

様式第3号中「第7条関係」を「第4条関係」に、「静岡市長 様」を

「(あて先)指定管理者

名 称 〃 に改める。

代表者氏名」

様式第4号中「第9条関係」を「第6条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に、

「 〃 所在地

申請者 名称及び 〃 を

代表者の氏名 〃 印

電 話 〃 」

「 所在地（法人以外の団体にあつては、その代表者の住所）

申請者 名 称

代表者氏名

印

電 話

」

に、「第12条第3項」を「第15条第3項」に改める。

様式第5号中「第9条関係」を「第6条関係」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条を第9条とし、同条の次に2条を加える改正規定及び様式第5号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第148号

静岡市南アルプス井川観光会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市南アルプス井川観光会館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市南アルプス井川観光会館条例施行規則（平成15年静岡市規則第188号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「条例第6条第1項の規定により会館の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）は、会館」を「指定管理者は、静岡市南アルプス観光会館（以下「会館」という。）」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とする。

第5条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1項中「第6条第4項」を「第8条第4項」に改め、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1項中「第6条第5項」を「第8条第5項」に改め、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「第4条第5項」を「第2条第5項」に改め、同条を第5条とす

る。

第 8 条第 5 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者の指定の申請書類)

第 7 条 条例第 9 条の規定による申請は、静岡市南アルプス井川観光会館指定管理者指定申請書(様式第 3 号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 静岡市南アルプス井川観光会館事業計画書(様式第 4 号)

(2) 静岡市南アルプス井川観光会館事業計画に関する収支予算書(様式第 5 号)

(3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営(事業)状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第 8 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と会館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡

所在地

市長」に、申請者 名称及び を

代表者の氏名

印

電 話

」

「所在地(法人以外の団体にあつては、その代表者の住所)

申請者 名 称

代表者氏名

印

電 話

」

に、「第 6 条第 3 項」を「第 8 条第 3 項」に改める。

様式第 2 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条を第 6 条とし、同条の次に 2 条を加える改正規定及び様式第 2 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第149号

静岡市日影沢親水園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市日影沢親水園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市日影沢親水園条例施行規則（平成15年静岡市規則第184号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条までを削る。

第 5 条第 1 項中「条例第 6 条第 1 項の規定により親水園の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）は、釣池」を「指定管理者は、条例第 2 条第 1 号の釣池（以下「釣池」という。）に改め、同条第 2 項から第 5 項までの規定中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第 2 条とする。

第 6 条第 1 項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「第 3 条」を「第 6 条」に改め、同条第 2 項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第 3 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 6 条第 4 項」を「第 9 条第 4 項」に、同条第 2 項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「第 6 条第 4 項」を「第 9 条第 4 項」に、「第 5 条第 5 項」を「第 2 条第 5 項」に改め、同条を第 4 条とする。

第 8 条第 1 項中「第 6 条第 5 項」を「第 9 条第 5 項」に、同条第 2 項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「第 6 条第 5 項」を「第 9 条第 5 項」に、「第 5 条第 5 項」を「第 2 条第 5 項」に改め、同条を第 5 条とする。

第 9 条各号列記以外の部分中「親水園」を「静岡市日影沢親水園」（以下「親水園」という。）に改め、同条第 5 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 6 条とし、同条

の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者の指定の申請書類)

第 7 条 条例第 10 条の規定による申請は、静岡市日影沢親水園指定管理者指定申請書 (様式第 3 号) に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市日影沢親水園事業計画書 (様式第 4 号)
- (2) 静岡市日影沢親水園事業計画に関する収支予算書 (様式第 5 号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営 (事業) 状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第 8 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と親水園の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事項

第 10 条を第 9 条とする。

様式第 1 号中「第 5 条関係」を「第 2 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 2 条関係」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条を第 6 条とし、同条の次に 2 条を加える改正規定及び様式第 2 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第150号

静岡市清水森林公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市清水森林公園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市清水森林公園条例施行規則（平成15年静岡市規則第198号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とする。

第 6 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条に次の 1 項を加え、同条を第 6 条とする。

2 条例第 9 条第 1 項の規定により利用の許可を受けた者は、当該許可に係る事項に変更が生じた場合は、指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 7 条 条例第 14 条の規定による申請は、静岡市清水森林公園指定管理者指定申請書（様式第 5 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （ 1 ）静岡市清水森林公園事業計画書（様式第 6 号）
- （ 2 ）静岡市清水森林公園事業計画に関する収支予算書（様式第 7 号）
- （ 3 ）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- （ 4 ）役員名簿
- （ 5 ）経営（事業）状況に関する書類
- （ 6 ）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（協定の締結）

第 8 条 市長は、静岡市清水森林公園指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と静岡市清水森林公園の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- （ 1 ）事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、

「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「第 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 3 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、

「 (あて先) 指定管理者

「静岡市長 様」を 名 称 に、「第 6 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

代表者氏名 」

9 条第 1 項」に改める。

様式第 4 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、

「 指定管理者

「静岡市長 様」を 名 称 に改め、同様式の次に次の

代表者氏名 印 」

3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第 8 条を第 6 条とし、同条の次に 2 条を加える改正規定及び様式第 4 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第151号

静岡市清水産業・情報プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市清水産業・情報プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市清水産業・情報プラザ条例施行規則（平成15年静岡市規則第179号）の一部を次の

ように改正する。

第 2 条から第 4 条までを削る。

第 5 条第 1 項中「第 2 条」を「第 6 条第 1 項」に、「プラザの」を「静岡市清水産業・情報プラザ（以下「プラザ」という。）の」に、「産業・情報プラザ利用許可申請書」を「静岡市清水産業・情報プラザ利用許可申請書」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 2 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（利用許可書の交付）

第 3 条 指定管理者は、プラザの利用を許可したときは、静岡市清水産業・情報プラザ利用許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）を交付する。

（利用時間の延長）

第 4 条 プラザの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、やむを得ない理由により条例別表第 1 に定める時間を超えて施設を利用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、条例別表第 1 に定める時間の前後につき、それぞれ 30 分を超える利用時間の延長は、許可しない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

（許可事項の変更の許可の申請等）

第 5 条 利用者は、条例第 6 条第 1 項後段の規定により、許可を受けた事項の変更の許可を受けようとするときは、静岡市清水産業・情報プラザ変更利用許可申請書（様式第 3 号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、許可を受けた事項の変更を許可したときは、静岡市清水産業・情報プラザ変更利用許可書（様式第 5 号）を交付する。

第 6 条中「第 3 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に、「産業・情報プラザ利用許可期間更新申請書（様式第 2 号）」を「静岡市清水産業・情報プラザ利用許可期間更新申請書（様式第 4 号）」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第 7 条から第 9 条までを次のように改める。

（使用料の減額又は免除）

第 7 条 条例第 12 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、静岡市清水産業・情報プラザ使用料減額・免除承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用日の前 7 日までに提出しなければならない。ただし、市長がや

むを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、静岡市清水産業・情報プラザ使用料減額・免除承認通知書（様式第 7 号）を交付する。

（利用の許可の取消しの申出）

第 8 条 利用者は、施設等の利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、静岡市清水産業・情報プラザ利用許可取消申出書（様式第 8 号）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第 9 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （ 1 ）利用を許可されていない施設等を利用しないこと。
- （ 2 ）入館者の安全確保の措置を講ずること。
- （ 3 ）利用する施設内外の秩序を保つため必要な責任者及び整理人を置くこと。
- （ 4 ）利用の際、許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示する。
- （ 5 ）次条各号に規定する行為をしないこと。
- （ 6 ）入館者に次条各号に規定する行為をさせないこと。
- （ 7 ）施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- （ 8 ）利用を終わったときは、原状に回復し、職員の点検を受けること。
- （ 9 ）前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指定管理者の指示に従うこと。

第 10 条を第 13 条とし、第 9 条の次に次の 3 条を加える。

（入館者の遵守事項）

第 10 条 プラザの入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （ 1 ）施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- （ 2 ）所定の場所以外では、火気を使用しないこと。
- （ 3 ）承認を受けないで寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。
- （ 4 ）承認を受けないで広告類を掲出し、又はまき散らす行為をしないこと。
- （ 5 ）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める行為をしないこと。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 11 条 条例第 17 条の規定による申請は、静岡市清水産業・情報プラザ指定管理者指定申請書（様式第 9 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市清水産業・情報プラザ事業計画書 (様式第10号)
- (2) 静岡市清水産業・情報プラザ事業計画に関する収支予算書 (様式第11号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営 (事業) 状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(協定の締結)

第12条 市長は、プラザの指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とプラザの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第 1 号中「第 5 条関係」を「第 2 条関係」に、「産業・情報プラザ利用許可申請書」を「静岡市清水産業・情報プラザ利用許可申請書」に、

「(あて先) 指定管理者

「静岡市長 様」を 名 称 に、「次のとおり静岡市清水産業・
代表者氏名 」

情報プラザを利用したいので、」を「静岡市清水産業・情報プラザ条例第 6 条第 1 項の規定により静岡市清水産業・情報プラザの利用の許可を受けたいので、次のとおり」に、

「

利用者 の人員	
------------	--

を
」

「

利用者 の人員	
設備 (特殊機器)	

に
」

改める。

様式第 3 号及び様式第 4 号を削る。

様式第 2 号中「産業・情報プラザ利用許可期間更新申請書」を「静岡市清水産業・情報プラザ利用許可期間更新申請書」に、

「(あて先) 指定管理者

「静岡市長 様」を 名 称 に、「次のとおり、静岡市清水産業・
代表者氏名 」

情報プラザの利用許可期間の更新をしたいので、」を「静岡市清水産業・情報プラザ条例第 7 条第 2 項の規定により静岡市清水産業・情報プラザの利用許可期間の更新を受けたいので、次のとおり」に改め、同様式を様式第 4 号とし、様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第 4 号の次に次の 7 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条の次に3条を加える改正規定（第10条に係る部分を除く。）及び様式第4号の次に7様式を加える改正規定（様式第5号から様式第8号までに係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

静岡市規則第152号

静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則

静岡市漁港管理規則（平成15年静岡市規則第201号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第24条」に、「第23条」を「第25条」に改める。

第21条第5号中「(様式第22号)の次に「。ただし、国際航海に従事する船舶については、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第8条の2に規定する様式)」を加える。

第23条を第25条とし、第3章中第22条の次に次の2条を加える。

(指定管理者の指定の申請書類)

第23条 条例第25条の規定による申請は、用宗漁港施設指定管理者申請書(様式第29号)

に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 用宗漁港施設事業計画書(様式第30号)
 - (2) 用宗漁港施設事業計画に関する収支予算書(様式第31号)
 - (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
 - (4) 役員名簿
 - (5) 経営(事業)状況に関する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (協定の締結)

第24条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と用宗漁港施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第3号その2中「実測長： m 幅： m 喫水： m」を「実測長： 幅： 喫水： 」に、「木質」を「アルミ」に、「船舶検査済票の」を「船舶検査証書」に改める。

様式第13号中「実測長： m 幅： m 喫水： m」を「実測長： 幅： 喫水： 」に、「木質」を「アルミ」に、「船舶検査済票の」を「船舶検査証書」に改める。

様式第22号その5中「船舶検査済票の」を「船舶検査証書」に改め、「実測長： m 幅： m 喫水： m」を「実測長： 幅： 喫水： 」に、「木質」を「アルミ」に改める。

様式第28号の次に次の3様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3章中第22条の次に2条を加

える改正規定及び様式第28号の次に3様式を加える改正規定は公布の日から、第21条第5号の改正規定は平成17年11月1日から施行する。

静岡市規則第153号

静岡市広野海岸公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市広野海岸公園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市広野海岸公園条例施行規則（平成15年静岡市規則第204号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条第1項中「第4条第1項」を「第7条第1項」に、「海岸公園内に」を「静岡市広野海岸公園（以下「海岸公園」という。）内」に改め、同条を第2条とし、第6条を第3条とする。

第7条中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第4条とする。

第8条中「第6条」を「第9条」に改め、同条を第5条とする。

第9条第1項中「第6条」を「第9条」に改め、同条を第6条とする。

第10条第1項中「第7条ただし書」を「第10条ただし書」に改め、同条を第7条とする。

第11条を第8条とし、第12条から第14条までを3条ずつ繰り上げる。

様式第1号中「第5条関係」を「第2条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に、「第5条第1項」を「第8条第1項」に改める。

様式第2号中「第6条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第3号中「第9条関係」を「第6条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に、「第6条」を「第9条」に改める。

様式第4号中「第9条関係」を「第6条関係」に改める。

様式第5号中「第10条関係」を「第7条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に、「第7条ただし書」を「第10条ただし書」に改める。

様式第6号中「第11条関係」を「第8条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に、「第8条」を「第11条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

静岡市規則第154号

静岡市民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市民ギャラリー条例施行規則（平成15年静岡市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「第2条第1項」を「第4条第1項」に、「ギャラリー」を「静岡市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）に改め、同条を第2条とし、第5条から第9条までを2条ずつ繰り上げる。

第10条第1項中「第5条」を「第7条」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「第6条第2号」を「第8条第2号」に改め、同条を第9条とする。

第12条を第10条とし、第13条から第16条までを2条ずつ繰り上げる。

様式第1号中「第4条関係」を「第2条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に、「第2条第1項」を「第4条第1項」に改める。

様式第2号中「第5条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第3号中「第10条関係」を「第8条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に、「第5条」を「第7条」に改める。

様式第4号中「第10条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第5号中「第12条関係」を「第14条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に、「第9条」を「第11条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

静岡市規則第155号

静岡市養護老人ホーム条例施行規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市養護老人ホーム条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市養護老人ホーム条例（平成15年静岡市条例第142号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書類)

第2条 条例第5条の規定による申請は、静岡市養護老人ホーム指定管理者指定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市養護老人ホーム事業計画書(様式第2号)
 - (2) 静岡市養護老人ホームに関する収支予算書(様式第3号)
 - (3) 定款、寄付行為又はこれに準ずるものの謄本
 - (4) 役員名簿
 - (5) 経営(事業)状況に関する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (協定の締結)

第3条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と静岡市静岡老人ホームの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、養護老人ホームの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【様式は掲載省略】

静岡市規則第156号

静岡市痴呆対応型共同生活介護事業所条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市痴呆対応型共同生活介護事業所条例施行規則の一部を改正する規則
静岡市痴呆対応型共同生活介護事業所条例施行規則（平成15年静岡市規則第99号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市認知症対応型共同生活介護事業所条例施行規則

第 1 条中「静岡市痴呆対応型共同生活介護事業所条例」を「静岡市認知症対応型共同生活介護事業所条例」に改める。

第 2 条第 1 項中「痴呆対応型共同生活介護事業所」を「認知症対応型共同生活介護事業所」に、「痴呆対応型共同生活介護事業所入居許可申請書」を「認知症対応型共同生活介護事業所入居許可申請書」に改め、同条第 2 項中「痴呆対応型共同生活介護事業所生活用具持込許可申請書」を「認知症対応型共同生活介護事業所生活用具持込許可申請書」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項中「痴呆対応型共同生活介護事業所入居許可・不許可決定通知書」を「認知症対応型共同生活介護事業所入居許可・不許可決定通知書」に改め、同条第 4 項中「市長」を「指定管理者」に、「痴呆対応型共同生活介護事業所生活用具持込許可・不許可決定通知書」を「認知症対応型共同生活介護事業所生活用具持込許可・不許可通知書」に改める。

第 6 条中「痴呆対応型共同生活介護事業所入居許可取消願書」を「認知症対応型共同生活介護事業所入居許可取消願書」に改める。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 7 条 条例第11条の規定による申請は、静岡市認知症対応型共同生活介護事業所指定管理者指定申請書（様式第 6 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（ 1 ）静岡市認知症対応型共同生活介護事業所事業計画書（様式第 7 号）

「痴呆対応型共同生活介護事業所生活用具持込許可・不許可決定通知書」を「認知症対応型共同生活介護事業所生活用具持込許可・不許可決定通知書」に改める。

様式第 5 号中「痴呆対応型共同生活介護事業所入居許可取消申出書」を「認知症対応型共同生活介護事業所入居許可取消申出書」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「静岡市痴呆対応型共同生活介護事業所条例」を「静岡市認知症対応型共同生活介護事業所条例」に、「痴呆対応型共同生活介護事業所」を「認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条を第 9 条とし、同条の前に 2 条を加える改正規定、様式第 5 号の次に 3 様式を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(静岡市物品管理規則の一部改正)

2 静岡市物品管理規則(平成15年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 保健福祉局福祉部高齢者福祉課の項中「痴呆対応型共同生活介護事業所」を「認知症対応型共同生活介護事業所」に改める。

静岡市規則第157号

静岡市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市老人デイサービスセンター条例施行規則(平成15年静岡市規則第98号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「条例第 3 条の規定によりセンターの管理の委託を受けたもの(以下「管理受託者」という。)」を「指定管理者」に、「センター」を「老人デイサービスセンター(以下「センター」という。)」に、「第 4 条第 2 項」を「第11条第 2 項」に、同条第 2 項中「管

理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第 2 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者の指定の申請書類)

第 3 条 条例第 6 条の規定による申請は、静岡市老人デイサービスセンター指定管理者指定申請書 (様式第 3 号) に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市老人デイサービスセンター事業計画書 (様式第 4 号)
- (2) 静岡市老人デイサービスセンター事業計画に関する収支予算書 (様式第 5 号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営 (事業) 状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第 4 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「次のとおり」を「静岡市老人デイサービスセンター条例第 11 条第 2 項及び静岡市老人デイサービスセンター条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により」に改める。

様式第 2 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の次に 2 条を加える改正規定及び様式第 2 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 158 号

静岡市林業センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市林業センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市林業センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第197号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条中「第 3 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に、「林業センター内」を「静岡市林業センター（以下「林業センター」という。）内」に改め、同条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とする。

第 6 条中「第 4 条」を「第 2 条」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 6 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とし、第 10 条を第 8 条とする。

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に、「第 3 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 3 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に、「第 6 条」を「第 8 条」に改める。

様式第 4 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

様式第 5 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に、「第 7 条」を「第 9 条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

静岡市規則第159号

静岡市清水農村環境改善センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市清水農村環境改善センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市清水農村環境改善センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第193号）の一部を

次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条中「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、「農村センター」を「静岡市清水農村環境改善センター（以下「農村センター」という。）」に改め、同条を第 2 条とする。

第 5 条第 2 項を削り、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（申請事項の変更）

第 4 条 農村センターの施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第 2 条に規定する申請書に記載した事項を変更しようとするときは、市長に届け出てその指示を受けなければならない。

（利用許可の取消しの申出）

第 5 条 利用者は農村センターの施設の利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、清水農村環境改善センター利用許可取消申出書（様式第 3 号）に許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に、「第 4 条」を「第 6 条第 1 項」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 3 号中「第 6 条関係」を「第 5 条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

静岡市規則第160号

静岡市リバウエル井川リフト条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市リバウエル井川リフト条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市リバウエル井川リフト条例施行規則（平成15年静岡市規則第186号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条中「リフト」を「静岡市リバウエル井川リフト（以下「リフト」という。）」に改め、同条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とする。

第 6 条第 1 項中「第 4 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 4 条とし、第 7 条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とする。

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に改める。

様式第 2 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

様式第 3 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

静岡市規則第161号

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市自転車等駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第227号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条第 1 項中「第 5 条第 3 項」を「第 6 条第 3 項」に、「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項中「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 項中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条第 2 項中「第 9 条ただし書」を「第10条ただし書」に改め、同条を第 8 条とする。

第10条第 1 号中「第 5 条第 4 項」を「第 6 条第 4 項」に、「自転車等」を「自転車、原動機付自転車及び自動 2 輪車（以下「自転車等」という。）」に改め、同条を第 9 条とする。

第11条中「第14条第 1 項」を「第15条第 1 項」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「第14条第 3 項」を「第15条第 3 項」に改め、同条を第11条とする。

別表を削る。

様式第 1 号中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に改める。
様式第 2 号中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に改める。
様式第 3 号中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に改める。
様式第 4 号中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に改める。
様式第 5 号中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に改める。
様式第 6 号中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に改める。
様式第 7 号中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に改める。
様式第 8 号中「第 5 条関係」を「第 4 条関係」に改める。
様式第 9 号中「第 6 条関係」を「第 5 条関係」に改める。
様式第 10 号中「第 6 条関係」を「第 5 条関係」に改める。
様式第 11 号中「第 6 条関係」を「第 5 条関係」に改める。
様式第 12 号中「第 7 条関係」を「第 6 条関係」に改める。
様式第 13 号中「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に改める。
様式第 14 号中「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に改める。
様式第 15 号中「第 9 条関係」を「第 8 条関係」に改める。
様式第 16 号中「第 11 条関係」を「第 10 条関係」に改める。
様式第 17 号中「第 11 条関係」を「第 10 条関係」に改める。
様式第 18 号中「第 11 条関係」を「第 10 条関係」に改める。
様式第 19 号中「第 11 条関係」を「第 10 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市規則第 162 号

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 10 月 31 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市駐車場条例施行規則(平成 15 年静岡市規則第 226 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条までを削る。

第 5 条第 1 項中「清水駅西口駐車場、清水駅東口駐車場、草薙駅前駐車場及び静岡駅北

口地下駐車場」を「静岡市静岡駅北口地下駐車場（以下「静岡駅北口地下駐車場」という。）静岡市清水駅西口駐車場（以下「清水駅西口駐車場」という。）静岡市清水駅東口駐車場（以下「清水駅東口駐車場」という。）及び静岡市草薙駅前駐車場（以下「草薙駅前駐車場」という。）」に改め、同条第 3 項中「市長」を「市長等（清水駅東口駐車場以外の駐車場にあっては市長を、清水駅東口駐車場にあっては指定管理者をいう。以下同じ。）」に改め、同条を第 2 条とする。

第 6 条中「第 4 条に規定する清水駅西口駐車場、清水駅東口駐車場、草薙駅前駐車場及び静岡駅北口地下駐車場」を「第 7 条に規定する静岡駅北口地下駐車場、清水駅西口駐車場、清水駅東口駐車場及び草薙駅前駐車場」に改め、同条を第 3 条とする。

第 7 条第 1 項中「清水駅西口駐車場、清水駅東口駐車場、草薙駅前駐車場及び静岡駅北口地下駐車場」を「静岡駅北口地下駐車場、清水駅西口駐車場、清水駅東口駐車場及び草薙駅前駐車場」に改め、同条を第 4 条とする。

第 8 条第 1 項中「第 5 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 5 条とする。

第 9 条中「第 6 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改め、同条を第 6 条とする。

第 10 条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第 7 条とする。

第 11 条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第 8 条とする。

第 12 条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第 9 条とする。

第 13 条第 1 項中「第 11 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 10 条とする。

第 14 条第 3 項中「第 5 条第 1 項」を「第 2 条第 1 項」に改め、同条第 4 項中「第 7 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改め、同条を第 11 条とする。

第 15 条中「第 10 条」を「第 7 条」に、「市長」を「市長等」に改め、同条を第 12 条とする。

第 16 条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第 13 条とする。

第 17 条中「清水駅西口駐車場、清水駅東口駐車場、草薙駅前駐車場及び静岡駅北口地下駐車場」を「静岡駅北口地下駐車場、清水駅西口駐車場、清水駅東口駐車場及び草薙駅前駐車場」に改め、同条を第 14 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 15 条 条例第 19 条の規定による申請は、静岡市清水駅東口駐車場指定管理者指定申請書（様式第 10 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（ 1 ）静岡市清水駅東口駐車場事業計画書（様式第 11 号）

（ 2 ）静岡市清水駅東口駐車場事業計画に関する収支予算書（様式第 12 号）

（ 3 ）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営 (事業) 状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第16条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と清水駅東口駐車場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

第18条を第17条とする。

別表を次のように改める。

別表 (第 3 条関係)

1 静岡駅北口地下駐車場

区分	金額	備考
15分までごとに	100円	1 最初の30分までは100円とする。 2 1日(午前6時から午後12時までをいう。以下この表において同じ。)1回につき10時間を越える場合は3,900円とする。 3 2の場合における1回とは、入場から出場までをいい、入場から出場までが一日を越える場合は、1日以内の利用時間をもって1回とみなす。
1泊(午後11時30分から翌日の午前6時30分まで)	1,000円	

備考 午前6時から午前6時30分まで及び午後11時30分から午後12時までの駐車時間については、一泊の項の規定を適用した場合は、他の項の規定を適用しない。

2 清水駅西口駐車場

区分		金額	備考
普通自動車	30分までごとに	100円	1 1日(午前6時30分から午後12時までをいう。以下この表において同じ。)1回につき10時間を越える場合は、2,000円とする。 2 1の場合における1回とは、入場から出場までをいい、入場から出場までが1日を越える場合は、1日以内の利用時間をもって1回とみなす
	1泊(午後10時から翌日の午前7時まで)	700円	
大型自動2輪車及び普通自動2輪車	1日1回	200円	

備考 午前6時30分から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの駐車時間については、一泊の項の規定を適用した場合は、他の項の規定を適用しない。

3 清水駅東口駐車場

区分		金額	備考
大型自動車	30分までごとに	300円	1 1日(午前6時30分から午後12時までをいう。以下この表において同じ。)1回につき10時間を越える場合は、6,000円とする。 2 1の場合における1回とは、入場から出場までをいい、入場から出場までが1日を越える場合は、1日以内の利用時間をもって1回とみなす。
	1泊(午後10時から翌日の午前7時まで)	2,100円	
普通自動車	30分までごとに	100円	1 1日1回につき10時間を越える場合は、2,000円とする。 2 1の場合における1回とは、入場から出場までをいい、入場から出場までが1日を越える場合は、1日以内の利用時間をもって1回とみなす。

(指定管理者の指定の申請書類)

第10条 条例第20条の規定による申請は、静岡ヘリポート指定管理者指定申請書 (様式第13号) に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡ヘリポート事業計画書 (様式第14号)
 - (2) 静岡ヘリポート事業計画に関する収支予算書 (様式第15号)
 - (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
 - (4) 役員名簿
 - (5) 経営 (事業) 状況に関する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (協定の締結)

第11条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とヘリポートの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第 1 号から様式第 3 号までの様式中

「 (あて先) 指定管理者
静岡市長 様 を 名 称 に改める。
」 代表者氏名 」

様式第 4 号中

「 指定管理者
静岡市長 氏名 印 を 名 称 に改める。
」 代表者氏名 印 」

様式第 5 号中

「 (あて先) 指定管理者
静岡市長 様 を 名 称 に改める。
」 代表者氏名 」

様式第 6 号中

「 指定管理者
静岡市長 氏名 印 を 名 称 に改める。
代表者氏名 印 」

様式第 7 号中

「 (あて先) 指定管理者
静岡市長 様 を 名 称 に改める。
代表者氏名 」

様式第 8 号中

「 指定管理者
静岡市長 氏名 印 を 名 称 に改める。
代表者氏名 印 」

様式第 9 号及び様式第 11 号中「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に改める。

様式第 12 号の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の次に 2 条を加える改正規定及び様式第 12 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 164 号

静岡市情報公開条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成 17 年 10 月 31 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市情報公開条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡市情報公開条例の一部を改正する条例（平成 17 年静岡市条例第 10 号）の施行期日は、平成 17 年 12 月 1 日とする。

静岡市規則第 165 号

静岡市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 10 月 31 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市情報公開条例施行規則（平成15年静岡市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例第6条第1項第3号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）公開請求者の電話番号

（2）求める公開の実施の方法

別表中

「

電磁的 記録	（1）録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの	1巻につき 250円	録音カセットテープは、実施機関が用意する記録時間120分のものとする。
	（2）ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの	1巻につき 300円	ビデオカセットテープは、実施機関が用意する記録時間120分のものとする。

を

「

電磁的 記録	（1）録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの	1巻につき 200円	録音カセットテープは、実施機関が用意する記録時間120分のものとする。
	（2）ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの	1巻につき 300円	ビデオカセットテープは、実施機関が用意する記録時間120分のものとする。

に

」

	フレキシブル ディスクカー トリッジに複 写したもの	1 枚につき 30円	フレキシブルカートリッジ は、実施機関が用意する 3.5インチのものとする。	を
	光ディスクに 複写したもの	1 枚につき 100円	光ディスクは、実施機関が 用意する CD - R(記憶容量 650メガバイト)のものとする。	

	フレキシブル ディスクカー トリッジに複 写したもの	1 枚につき 50円	フレキシブルカートリッジ は、実施機関が用意する 3.5インチのものとする。	に
	光ディスクに 複写したもの	1 枚につき 100円	光ディスクは、実施機関が 用意する CD - R(記憶容量 700メガバイト)のものとする。	

改める。

様式第 1 号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第 2 号中

公 開 の 場 所		を
-----------	--	---

公 開 の 場 所		に
担 当 課		電話番号

改める。

様式第 3 号中

「

公開しないこととした部分、その根拠規定及び当該規定を適用した理由	条例第 条第 号に該当
----------------------------------	-------------

を

」

「

公開しないこととした部分、その根拠規定及び当該規定を適用した理由	条例第 条第 号に該当
担 当 課	電話番号

に

」

改める。

様式第 4 号中

「

公開しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由	条例第 条第 号に該当
-----------------------------	-------------

を

」

「

公開しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由	条例第 条第 号に該当
担 当 課	電話番号

に

」

改める。

様式第 5 号中

「

延 長 の 理 由	
-----------	--

を

」

「

延 長 の 理 由	
担 当 課	電話番号

に

」

改める。

様式第 6 号中

「

条例第14条の規定を 適用する理由	
----------------------	--

を

」

「

条例第14条の規定を 適用する理由	
担 当 課	電話番号

に

」

改める。

様式第 7 号中

「

意見書の提出先	
---------	--

を

」

「

意見書の提出先	電話番号
---------	------

に

」

改める。

様式第 8 号中

「

公開を実施する日	年 月 日
----------	-------

を

」

「

公開を実施する日	年 月 日
担 当 課	電話番号

に

」

改める。

様式第 9 号中

「

諮問をした日	年 月 日
--------	-------

を

」

「

諮問をした日	年 月 日
担 当 課	電話番号

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

静岡市規則第166号

静岡市個人情報保護条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市個人情報保護条例の施行期日を定める規則

静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）の施行期日は、平成17年12月1日とする。

静岡市規則第167号

静岡市個人情報保護条例施行規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市個人情報保護条例施行規則

静岡市個人情報保護条例施行規則（平成15年静岡市規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、他の実施機関が定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（業務の届出）

第2条 条例第6条第1項又は第2項の規定による業務の届出は、保有個人情報取扱業務（廃止・変更）届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第6条第1項第5号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）保有個人情報の収集先
- （2）保有個人情報の実施機関以外のものへの経常的な提供の有無及びその提供先
- （3）保有個人情報の電子計算機等の結合による実施機関以外のものへの提供の有無及びその結合先
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（個人情報ファイルの登録）

第3条 条例第7条第1項の規定による個人情報ファイルの登録又は同条第3項の規定による登録した個人情報ファイルの廃止若しくは登録した事項の変更の登録は、別に定めるところにより行うものとする。

2 条例第7条第1項第2号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）業務を所管する組織の名称

(2) 個人情報ファイルの記録媒体の種別

(3) 個人情報ファイルの登録年月日

3 条例第 7 条第 2 項第 4 号の市規則で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 1 年以内に消去することとなる個人情報のみを記録する個人情報ファイル

(2) 本人 (他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。) の数が 100 人に満たない個人情報ファイル

(3) 条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する者の被扶養者又は遺族に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与、福利厚生等に関する事項を記録するもの

(収集の制限)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 本人として保有個人情報に記録される個人の範囲

(2) 保有個人情報の経常的な外部提供がある場合にあつては、その提供先

(目的外利用等の届出等)

第 5 条 条例第 12 条の規定による目的外利用又は外部提供若しくは情報通信提供の届出は、保有個人情報目的外利用・外部提供・情報通信提供届出書 (様式第 2 号) により行うものとする。

(開示請求書)

第 6 条 条例第 16 条第 1 項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書 (様式第 3 号) とする。

2 条例第 16 条第 1 項第 3 号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求者の電話番号

(2) 代理人による請求の場合にあつては、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号並びに法定代理人又は任意代理人 (法定代理人以外の代理人をいう。以下同じ。) の別

(3) 求める開示の実施の方法

(開示請求者の本人確認等)

第 7 条 条例第 16 条第 2 項の規定により、開示請求をする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

(1) 本人の請求 運転免許証、旅券その他当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類

(2) 法定代理人の請求 運転免許証、旅券その他法定代理人本人であることを確認するに足りる書類

(3) 任意代理人の請求 運転免許証、旅券その他任意代理人本人であることを確認するに足りる書類

2 前項各号に定めるもののほか、条例第16条第2項の規定により、開示請求をする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 法定代理人の請求 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類

(2) 任意代理人の請求 前項第1号に掲げる書類の写し及び当該開示請求に係る保有個人情報の本人の委任状その他任意代理人の資格を証明する書類

3 法定代理人及び任意代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を当該開示請求をした実施機関に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定等の通知)

第 8 条 条例第21条第1項又は第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる通知の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の開示をする旨の決定の通知 保有個人情報開示決定通知書 (様式第4号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定の通知 保有個人情報部分開示決定通知書 (様式第5号)

(3) 保有個人情報の開示をしない旨の決定の通知 保有個人情報非開示決定通知書 (様式第6号)

2 条例第23条第2項後段の規定による決定期間の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書 (様式第7号) によるものとする。

3 条例第24条後段の規定による決定期間の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書 (様式第8号) によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 9 条 条例第25条第1項及び第2項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 保有個人情報が記録されている公文書の名称

(2) 意見書の提出期限

2 条例第25条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(様式第 9 号)によるものとする。

3 条例第25条第 3 項後段の規定による通知は、保有個人情報の開示決定をした旨の通知書(様式第10号)によるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第10条 条例第26条の市規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ又はビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又はこれを複写したものの交付

イ 当該電磁的記録をフレキシブルディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「フレキシブルディスク等」という。)に複写したものの交付

(保有個人情報の開示の実施)

第11条 保有個人情報が記録された公文書(当該公文書を複写したもの、専用機器により再生したもの並びに前条第 2 号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したものを含む。次項において同じ。)の閲覧又は視聴は、実施機関が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 実施機関は、開示決定を受けた者で保有個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴により開示を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

3 保有個人情報が記録された公文書の写し(前条第 1 号に規定する録音カセットテープ又はビデオカセットテープに複写したもの、同条第 2 号に規定する用紙に出力したもの

及びこれを複写したもの並びにフレキシブルディスク等に複写したものを含む。)の交付部数は、一の開示請求につき 1 部とする。

(開示を受ける者に関する本人確認手続等に係る規定の準用)

第12条 第7条第1項の規定は、開示を受ける者について準用する。この場合において、同項中「第16条第2項」とあるのは、「第26条第2項」と読み替えるものとする。

(訂正請求書)

第13条 条例第28条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第11号)とする。

2 条例第28条第1項第4号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求者の電話番号

(2) 代理人による請求の場合にあっては、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号並びに法定代理人又は任意代理人の別

(訂正請求をする者に関する本人確認手続等に係る規定の準用)

第14条 第7条第1項の規定は、訂正請求をする者について準用する。この場合において、同項中「第16条第2項」とあるのは、「第28条第2項」と読み替えるものとする。

(訂正決定等の通知)

第15条 条例第30条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

2 条例第31条第2項後段の規定による決定期間の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第13号)によるものとする。

3 条例第32条後段の規定による決定期間の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第14号)によるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第16条 条例第33条の規定による通知は、保有個人情報の訂正実施通知書(様式第15号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第17条 条例第35条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第16号)とする。

2 条例第35条第1項第4号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求者の電話番号

(2) 代理人による請求の場合にあっては、当該代理人の氏名及び住所又は居所並びに法

定代理人又は任意代理人の別

(利用停止請求をする者に関する本人確認手続等に係る規定の準用)

第18条 第7条第1項の規定は、利用停止請求をする者について準用する。この場合において、同項中「第16条第2項」とあるのは、「第35条第2項」と読み替えるものとする。

(利用停止決定等の通知)

第19条 条例第37条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書(様式第17号)により行うものとする。

2 条例第38条第2項後段の規定による決定期間の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第18号)によるものとする。

3 条例第39条後段の規定による決定期間の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第19号)によるものとする。

(審査会による答申)

第20条 条例第43条第1項の静岡市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)は、条例第40条の規定による諮問を受けたときは、速やかに審査し、及び決定し、実施機関に対しその結果を答申するものとする。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による答申を受けたときは、その答申を尊重して、不服申立てについての決定を行い、当該不服申立人に通知するものとする。

(諮問をした旨の通知)

第21条 条例第41条の規定による通知は、静岡市個人情報保護審査会諮問通知書(様式第20号)によるものとする。

(審査会)

第22条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長は、審査会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

6 審査会の会議は、会長が招集する。

7 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

9 審査会の庶務は、総務局総務部総務課において処理する。

(出資法人の個人情報の保護)

第23条 条例第57条第 1 項に規定する市規則で定める出資法人は、市が出資金、資本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人とする。

(費用負担)

第24条 条例第58条第 2 項及び第 3 項の市規則で定める額は、別表に定めるところによる。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の静岡市個人情報保護条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により静岡市個人情報保護審査会の会長に選任されていた者又は同条第 5 項の規定により指名された委員であった者は、それぞれ、同日に、第22条第 2 項の規定により会長に選任され、又は同条第 5 項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(静岡市公文書管理規則の一部改正)

3 静岡市公文書管理規則 (平成15年静岡市規則第14号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項第 4 号中「平成15年 4 月 1 日条例第 4 号」を「平成15年静岡市条例第 4 号」に改め、同項第 5 号中「平成15年 4 月 1 日条例第 5 号」第12条から第14条まで」を「平成17年静岡市条例第 9 号」第15条、第27条第 1 項及び第34条第 1 項」に、「第16条第 1 項」を「第21条第 1 項若しくは第 3 項、第30条又は第37条」に改める。

(静岡市公印規則の一部改正)

4 静岡市公印規則 (平成15年静岡市規則第15号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 市長印中

「

高齢介護課専用市長印	7	れい書	正方形	方	21	3	各高齢介護課長	老人保健法による医療及び介護保険料の納付に係る証明並びに自己情報の開示決定用
------------	---	-----	-----	---	----	---	---------	--

を

」

高齢介護課専 用市長印	7	れい書	正方形	方 21	3	各高齢介 護課長	老人保健法による医療及 び介護保険料の納付に係 る証明並びに保有個人情 報の開示決定用
----------------	---	-----	-----	------	---	-------------	--

改める。

(静岡市事務専決規則の一部改正)

5 静岡市事務専決規則 (平成17年静岡市規則第14号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の (1) 一般に関する事項中

21 公文書の公開又は 個人情報の開示等の 可否の決定をすること。			重要なも の		
---	--	--	-----------	--	--

21 公文書の公開又は 保有個人情報の開示 等の可否の決定をす ること。			重要なも の		
---	--	--	-----------	--	--

改める。

別表 (第24条関係)

保有個人情報が記録さ れた公文書の区分	交付する写し 又は複製物	金額	備考
文書、図画及び写真 (マイクロフィルムを 含む。)	複写機により 複写したもの	単色刷り 1 枚 につき10円	1 日本工業規格 A 列 4 番の規格による用 紙を用いて行うもの とする。ただし、これ により難しいときは、日 本工業規格 A 列 3 番 を超えない規格によ
		多色刷り 1 枚 につき50円	

				用紙を用いて行うことができる。 2 用紙の両面を使用する場合は、2 枚として計算する。
		その他公文書の性質に応じて複写したもの	当該複写したものの交付に要する費用（作成に要する費用を含む。）に相当する金額	
電磁的記録	(1) 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	1 巻につき 200円	録音カセットテープは、実施機関が用意する記録時間120分のものとする。
	(2) ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	1 巻につき 300円	ビデオカセットテープは、実施機関が用意する記録時間120分のものとする。
	(3)(1)及び(2)以外の電磁的記録	用紙に出力したもの又はこれを複写したもの	単色刷り 1 枚につき10円	1 日本工業規格 A 列 4 番の規格による用紙を用いて行うものとする。ただし、これにより難しいときは、日本工業規格 A 列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。 2 用紙の両面を使用する場合は、2 枚として計算する。
		フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1 枚につき50円	フレキシブルカートリッジは、実施機関が用意する3.5インチのものとする。

		光ディスクに 複写したもの	1 枚 につき 100円	光ディスクは、実施機関 が用意するCD-R（記憶 容量700メガバイト）の ものとする。
		その他電磁的 記録媒体に複 写したもの	当該電磁的記 録媒体の交付 に要する費用 （作成に関す る費用を含 む。）に相当す る額	

【様式は掲載省略】

静岡市規則第168号

静岡市女性会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市女性会館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市女性会館条例施行規則（平成15年静岡市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第2条とする。

第5条を第3条とする。

第6条第1項中「第6条」を「第8条」に改め、同条を第4条とする。

第7条を第5条とし、第8条から第11条までを2条ずつ繰り上げる。

様式第1号中「第4条関係」を「第2条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に改める。

様式第2号中「第5条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第3号中「第6条関係」を「第4条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に、「第6条」を「第8条」に改める。

様式第4号中「第6条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第 5 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「第 10 条」を「第 12 条」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市規則第 169 号

静岡市中央福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 10 月 31 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市中央福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中央福祉センター条例施行規則（平成 17 年静岡市規則第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削り、第 4 条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とする。

第 6 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「福祉センターの」を「静岡市中央福祉センター（以下「センター」という。）の」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「第 6 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「福祉センターの」を「センターの」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項中「第 6 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 7 条とし、第 10 条を第 8 条とする。

第 11 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 9 条とする。

第 12 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 10 条とする。

第 13 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 号中「第 11 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改め、同条を第 11 条とする。

第 14 条中「第 11 条第 4 項」を「第 9 条第 4 項」に、「第 12 条第 5 項」を「第 10 条第 5 項」に改め、同条を第 12 条とする。

第 15 条を第 13 条に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 14 条 条例第 19 条の規定による申請は、静岡市中央福祉センター指定管理者指定申請書

(様式第11号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市中央福祉センター事業計画書(様式第12号)
- (2) 静岡市中央福祉センター事業計画に関する収支予算書(様式第13号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(協定の締結)

第15条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

第16条中「福祉センター」を「センター」に改める。

様式第1号中「第4条関係」を「第2条関係」に改める。

様式第2号中「第5条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「第6条関係」を「第4条関係」に、

「(あて先)指定管理者

「(あて先)静岡市長」を 名 称 に、「第6条第1項」を「第8条第1
代表者氏名 」

項」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第7条関係」を「第5条関係」に、

「指定管理者

「静岡市長 氏 名 印 」を 名 称 に改める。
代表者 氏 名 印 」

様式第7号及び様式8号中「第9条関係」を「第7条関係」に、

「(あて先)指定管理者

「(あて先)静岡市長」を 名 称 に「第12条」を「第14条」に改める。
代表者氏名 」

様式第 9 号中「第12条関係」を「第10条関係」に、

「(あて先) 指定管理者

「(あて先) 静岡市長」を 名 称 に改める。

代表者氏名 」

様式第10号中「第12条関係」を「第10条関係」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第15条を第13条とし、同条の次に2条を加える改正規定及び様式第10号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第170号

静岡市清水社会福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市清水社会福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市清水社会福祉会館条例施行規則（平成15年静岡市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削り、第4条第1項中「第3条」を「第5条」に、「会館の」を「静岡市清水社会福祉会館（以下「会館」という。）の」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「第8条」を「第10条」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とする。

第8条中「第9条」を「第11条」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第7条 条例第14条の規定による申請は、静岡市清水社会福祉会館指定管理者指定申請書

（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（1）静岡市清水社会福祉会館事業計画書（様式第7号）

(2) 静岡市清水社会福祉会館事業計画に関する収支予算書 (様式第 8 号)

(3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営 (事業) 状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(協定の締結)

第 8 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と会館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する書類

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、

「(えて先) 指定管理者

「(えて先) 静岡市長」を 名 称 に改める。

代表者氏名」

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改め、

「指定管理者

「静岡市長 氏 名 印 」を 名 称 に改める。

代表者 氏 名 印 」

様式第 3 号及び様式第 4 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

様式第 5 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条を第 6 条とし、同条の次に 2 条を加える改正規定及び様式第 5 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第171号

静岡市救護所管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市救護所管理規則の一部を改正する規則

静岡市救護所管理規則（平成15年静岡市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「条例第 4 条の規定により、救護所の管理を委託された社会福祉法人静岡市厚生事業協会」を「指定管理者」に改め、同条を第 5 条とする。

第18条を第20条とし、第16条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第17条 条例第 5 条の規定による申請は、静岡市救護所指定管理者指定申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （ 1 ）静岡市救護所事業計画書（様式第 2 号）
- （ 2 ）静岡市救護所事業計画に関する収支予算書（様式第 3 号）
- （ 3 ）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- （ 4 ）役員名簿
- （ 5 ）経営（事業）状況に関する書類
- （ 6 ）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（協定の締結）

第18条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と救護所の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- （ 1 ）事業計画に関する事項
- （ 2 ）市が支払うべき管理費用に関する事項
- （ 3 ）管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- （ 4 ）事業報告に関する事項
- （ 5 ）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

附則の次に次の 3 様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第16条の次に2条を加える改正規定及び附則の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第172号

静岡市海の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市海の家条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市海の家条例施行規則(平成15年静岡市規則第189号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

静岡市清水三保海の家条例施行規則

第1条中「静岡市海の家条例」を「静岡市清水三保海の家条例」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「第3条」を「第4条」に、「海の家」を「静岡市清水三保海の家(以下「海の家」という。)の」に改め、同条を第2条とし、第5条を第3条とし、第6条を第4条とする。

様式第1号中「第4条関係」を「第2条関係」に、「第3条」を「第4条」に改める。

様式第2号中「第5条関係」を「第3条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

市 告 示

静岡市告示第377号

静岡市会計規則(平成15年静岡市規則第45号)第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示(平成15年静岡市告示第6号)の一部を次のように改正する。

平成17年11月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

2 静岡市指定代理金融機関の表中

「

清水農業協同組合本所	静岡市清水区庵原町 1 番地	支所及び支店
------------	-------------------	--------

を

」

「

清水農業協同組合本店	静岡市清水区庵原町 1 番地	支店
------------	-------------------	----

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成17年11月14日から施行する。

企業局告示

静岡市企業局告示第28号

静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示（平成15年静岡市企業局告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成17年10月31日

静岡市公営企業管理者 森 竹 武 人

表中

「

	株式会社 ユーエフジェイ銀行	本店、支店及び出張所
--	-------------------	------------

を

」

「

	株式会社三菱東京 ユーエフジェイ銀行	本店、支店及び出張所
--	-----------------------	------------

に

」

改め、

「

株式会社	静岡支店	を
東京三菱銀行		

」

削る。

附 則

この告示は、平成18年 1 月 4 日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第87号

平成17年 3 月27日執行の静岡市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年11月 2 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

【「次のとおり」は掲載省略】

静岡市選挙管理委員会告示第88号

静岡市選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月14日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

本則中「平成15年静岡市条例第 5 号」を「平成17年静岡市条例第 9 号」に、「平成15年静岡市規則第 4 号」を「平成17年静岡市規則第167号」に改める。

附 則

この告示は、平成17年12月 1 日から施行する。

葵区選挙管理委員会告示

静岡市葵区選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成17年11月9日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊良平

男 1人 女 2人 計 3人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市葵区選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、葵区役所において、平成17年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成17年12月3日から平成17年12月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年11月9日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊良平

静岡市葵区選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、葵区役所において、平成17年12月3日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を平成17年12月3日から平成17年12月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年11月9日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊良平

静岡市葵区選挙管理委員会告示第38号

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定により、検察審査員候補者を選定するくじを行う日時、場所及びくじの方法は、次のとおりである。

平成17年11月9日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

- 1 日 時 平成17年11月16日 午後1時30分
- 2 場 所 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市葵区役所
- 3 くじの方法 静岡市葵区検察審査員候補者選定規程（平成17年静岡市葵区選挙管理委員会告示第7号）に定めるところによる。

静岡市葵区選挙管理委員会告示第39号

静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成17年静岡市葵区選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月9日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

本則中「平成15年静岡市条例第5号」を「平成17年静岡市条例第9号」に、「平成15年静岡市規則第4号」を「平成17年静岡市規則第167号」に改める。

附 則

この告示は、平成17年12月1日から施行する。

駿河区選挙管理委員会告示

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成17年11月9日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

男 1人 女 0人 計 1人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、駿河区役所において、平成17年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成17年12月3日から平成17年12月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年11月9日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、駿河区役所において、平成17年12月3日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を平成17年12月3日から平成17年12月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年11月9日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第37号

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定により、検察審査員候補者を選定するくじを行う日時、場所及びくじの方法は、次のとおりである。

平成17年11月9日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

- 1 日 時 平成17年11月15日 午後1時30分
- 2 場 所 静岡市駿河区南八幡町10番40号 静岡市駿河区役所
- 3 くじの方法 静岡市駿河区検察審査員候補者選定規程（平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第7号）に定めるところによる。

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第38号

静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月9日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

本則中「平成15年静岡市条例第5号」を「平成17年静岡市条例第9号」に、「平成15年静岡市規則第4号」を「平成17年静岡市規則第167号」に改める。

附 則

この告示は、平成17年12月1日から施行する。

清水区選挙管理委員会告示

静岡市清水区選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第1号（死亡抹消）及び第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消する。

平成17年11月9日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

男 2人 女 1人 計 3人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市清水区選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、清水区役所において、平成17年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成17年12月3日から平成17年12月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年11月9日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

静岡市清水区選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、清水区役所において、平成17年12月3日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を平成17年12月3日から平成17年12月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年11月9日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

静岡市清水区選挙管理委員会告示第44号

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定により、検察審査員候補者を選定するくじを行う日時、場所及びくじの方法は、次のとおりである。

平成17年11月9日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

- 1 日 時 平成17年11月14日 午後1時30分
- 2 場 所 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市清水区役所
- 3 くじの方法 静岡市清水区検察審査員候補者選定規程（平成17年静岡市清水区選挙管理委員会告示第7号）に定めるところによる。

静岡市清水区選挙管理委員会告示第45号

静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成17年静岡市清水区選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月9日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

本則中「平成15年静岡市条例第5号」を「平成17年静岡市条例第9号」に、「平成15年静岡市規則第4号」を「平成17年静岡市規則第167号」に改める。

附 則

この告示は、平成17年12月1日から施行する。